

第 5 次千歳市一般廃棄物処理基本計画の改訂について

1 概要

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第 6 条第 1 項に基づき、一般廃棄物の処理責任を負う市町村が、長期的・総合的視点に立って、計画的な廃棄物処理の推進を図るための基本的事項を定めるものである。

この基本計画は、平成 28 年度から令和 12 年度までの 15 年間を計画期間としており、本年度は 5 年に 1 度の見直し改定の年である。

2 主な改訂内容

- (1) 令和 6 年度から道央廃棄物処理組合焼却施設の稼働により、分別区分が変わったことで、プラスチック類等も焼却が可能となり、減容化ができたことから、今後の最終処分地埋め立て可能容量の推計に大きく影響を与えることが考えられるため、見直しによる適切な計画策定が必要である。
- (2) 近年における著しい企業立地等、本市を取り巻く社会情勢の変化により、令和 6 年度に千歳市人口ビジョンの改訂をしたことから、見直しによる適切な計画策定が必要である。

3 今後の取組

各種データについて見直しを行い、原案を作成後、本審議会における審議、厚生環境常任委員会、パブリックコメント等を実施し、年度内の策定に向け取り組んでいく。

[令和 7 年]

- ・(4 月末) 基本計画改定業務委託受注者決定
- ・(8 月中) 基本計画の検証、原案作成 → 審議会における審議
- ・(12 月) パブリックコメントの実施

[令和 8 年]

- ・(2 月) 基本計画の策定 → 審議会報告、厚生環境常任委員会報告